11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です!

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性への暴力根絶を訴えるパープルリボン

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体、女性団体などとの連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的に、さまざまな事業を実施します。

暴力は、誰に対するものであれ決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、国は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置付けています。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があります。そのため、人権尊重のための意識啓発や教育の充実が求められています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか?

配偶者等からの暴力(DV)とは、夫婦間や恋人などから受ける暴力行為のことです。

●身体に対する暴力

殴る、蹴(け)る、物を投げつける、刃物を振りかざしおどす、首を締めるなど

●精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」「くず」などの暴言、行動を監視する、携帯電話のメールや着信履歴を確認する、無視するなど

●性的暴力

望まない性行為の強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せるなど

●経済的暴力

生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど

●子どもを利用した暴力

子どもに被害者が悪いと言う、子どもの目の前で暴力を振るう、子どもへの加害をほのめかすなど

暴力は、女性と子どもの心身の健康や生活に深刻な影響を与えます。

身体への影響

身体的暴力は、骨折やあざなど日常生活に支障をきたし、直接受けたけがの中には完治できず、一生背負わなければならない場合もあります。また、精神的暴力は、不眠、頭痛、動悸(どうき)、発熱、食欲不振など、さまざまな身体症状が現れることもあります。

これらの暴力が治まった後でも、うつ症状、絶望感、無気力、人間不信、自殺願望など、心身に深刻な影響をもたらす場合もあります。

子どもへの影響

暴力を目撃する子どもの心は深く傷つき、情緒不安定、無気力、無感情、うつ、不登校、成績低下、夜尿、他の子どもへのいじめなど、子どもへの影響が懸念されます。**直接子どもに暴力を振るわなくても、子どもの前で暴力を振るうことは児童虐待です。**

女性が安全に暮らすために

悪質な付きまといや嫌がらせ行為をするきっかけはさまざまです。ストーカーは女性と友達になりたい、交際したいなどの理由から、居住地や電話番号など、ターゲットにした女性のことをあらゆる手段で知ろうとします。電話や手紙などにより接近し、その女性から断られたり無視されたりすると逆恨みをするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど、徐々にエスカレートしていくとともに、そのような行為が繰り返し行われます。また、凶悪な犯罪に発展する危険性もあります。

・電話番号やメールアドレスなど個人情報を安易に渡さない。

・無言電話には応じないで、電話を切る。

・個人情報が書かれている請求書などの書類は細かく裂いてから捨てる。

一人で悩まずに、お早めに最寄りの相談機関にご相談ください。プライバシーは守ります。

問い合わせ／人権推進課(☎581・2121内線411)へ。

暴力で悩んでいませんか?

女性のための～主な公的相談機関～

相談機関名称	受　付	電話番号
埼玉県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センターDV相談担当)	月～土曜日9：30～20：30 日曜日・祝日9：30～17：00 (年末年始を除く)	048・863・6060
埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター・With You さいたま)	月～土曜日10：00～20：30 (祝日・年末年始・第3木曜日を除く)	048・600・3800
埼玉県北部福祉事務所(女性相談担当)	月～金曜日8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)	0495・22・0101
寄居警察署生活安全課	緊急の場合は迷わず110番!	581・0110
町人権推進課	月～金曜日8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)	581・2121 内線411

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

さいたま地方法務局および埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、多くの方に利用していただけるように、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、専用電話による相談を実施します。

日時／11月12日(月)～18日(日)午前8時30分～午後7時

※ただし、17日(土)、18日(日)は午前10時～午後5時

電話番号／0570・070・810

相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員　※秘密は厳守します。

問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課(☎048・859・3507)へ。

お出かけください! 人権・同和問題を考える「県民の集い」

12月4日(火)～10日(月)は「差別を許さない県民運動強調週間」です。この週間の事業として、県では人権・同和問題を考える「県民の集い」を開催します。ぜひお出かけください。

日時／12月1日(土)午前9時30分～午後3時

※人権講演会は午後1時30分～

場所／熊谷会館(熊谷市末広3-9-2)

内容／隣保館、教育集会所利用者および障害者施設などの活動成果発表や作品展示、人権講演会(講師：歌手・白鴎大学教授・山本コウタロー氏)、アトラクション(ザ・ニュースペーパー番外編(コント集団))等

その他／入場無料(先着順)で、事前の申し込みは不要です。

問い合わせ／県人権推進課調整担当(☎048・830・2258)へ。

11月は児童虐待防止推進月間です

「児童虐待」は大きな社会問題となっています。このような状況を踏まえ、平成16年度から厚生労働省の主唱により、11月は「児童虐待防止推進月間」となりました。

「児童虐待」であるかどうかは、保護者等の大人の認識とは関係なく「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断をするため、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。具体的には、次の4つの種類があります。

●身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど

●ネグレクト(養育怠慢・拒否)

食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど

●心理的虐待

ひどい言葉で傷つける、わざと無視するなど

●性的虐待

性的な行為を強要するなど

子どもは、自ら救いを求めることがなかなかできません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声がけをするなど、親、または子が孤立しないように見守ってください。また、気にかかる親子や「もしかして、虐待?」と思ったときは、熊谷児童相談所へご連絡ください。秘密は守られますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／熊谷児童相談所(昼間：☎048・521・4152、夜間、土・日曜日、祝日：☎048・779・1154)、または子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。